

アルミニウム申告受渡実施要領

アルミニウム申告受渡実施要領

(目的)

第1条 本要領は、アルミニウム受渡細則（以下「細則」という。）第15条に規定する申告受渡（以下「申告受渡」という。）に関し、必要な事項を定めたものである。

(定義)

第2条 申告受渡は、1番限月の建玉を有する取引参加者（業務規程第6条第1項に定める取引参加者をいう。以下同じ。）が、合意した受渡条件により受渡しを行うことについての契約等を当月限納会前に締結し、その旨当社に申し出ることによって行われる受渡しのことをいう。

(申告受渡希望の申出)

第3条 1番限月の建玉を有する取引参加者が、申告受渡の相手方を求めようとするときは、受渡品、受渡数量、受渡日、受渡場所、申出有効期限及びその他受渡条件等について記載した当社が定める書面をもって、細則第15条第1項に規定する、当月限納会日が属する月の前月第1営業日から最終申出期日の前営業日の午後2時30分までに、当社に申し出ることができる。

2 当社は、前項の申出を受理したときは、遅滞なく、前項の規定に基づく書面の内容を取引参加者に通知する。

3 申出を行った取引参加者は、第1項に規定する書面に記載されている内容を変更（申出有効期限及び申出数量を除く。）するときは、改めて書面を当社に差し出さなければならない。この場合、当社は、遅滞なく当該変更内容を取引参加者に通知する。

(申出方法及び承認等)

第4条 申告受渡の申出方法及び承認等は、次のとおりとする。

(1) 申出を行う取引参加者は、細則第15条第1項に規定する申出期間内における毎営業日の午後2時30分までに、渡方及び受方が連署した当社が定める申請書を当社に差し出さなければならない。ただし、申出は、受渡日の2営業日前の午後2時30分までに行わなければならない。

(2) 当社は、前号の申出について、市場管理上問題がないと認めるときは、これを承認するものとし、当社の承認をもって当該申出が成立するものとする。

(3) 申告受渡が成立した建玉については、翌計算区域からの値洗計算から除外するものとする。

(4) 当社は、成立した申出について、遅滞なく取引参加者に通知するとともに、当該取引参加者に対して受渡代金及び受渡代金に係る消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）相当額（以下、受渡代金と受渡代金に係る消費税相当額を合算した額を「受渡代金等」

という。)を通知する。

- (5) 申出を行った取引参加者は、第1号に規定する申請書に記載されている内容を変更(申出数量を除く。)するときは、受渡日の2営業日前の3時30分までに、改めて申請書を当社に差し出さなければならない。この場合において、受渡代金等の変更が生じるときは、当社は、遅滞なく取引参加者に対して、受渡代金等を再度通知する。

(申出の変更及び取消等)

- 第5条** 申告受渡希望の申出を行った取引参加者は、申出有効期限及び申出数量を変更し、又は申出を取り消し、若しくは申出数量に対する反対売買を行うことができない。ただし、申出有効期日までに申告受渡の申出が行われなかった場合にはこの限りでない。
- 2 申告受渡の申出を行った取引参加者は、申出数量を変更(第9条において規定する受渡品の増減の許容限度内を除く。)し、又は申出を取り消し、若しくは申出数量に対する反対売買を行うことができない。ただし、第4条第2号の規定により、当社が当該申出を承認しない場合にはこの限りでない。

(受渡供用品)

- 第6条** 受渡供用品は、細則第2条及び第3条の規定にかかわらず、以下の基準を満たした受渡品のうち、受渡当事者間で合意したものとする。
- (1) 第7条に規定する倉庫への庫入れ及び輸入通関が完了したもの。
- (2) アルミニウム純度が99.70%以上のものであって、鉄分0.20%以下、シリコン0.10%以下のもの。

(受渡場所)

- 第7条** 受渡場所は、本邦所在の営業倉庫のうち、受渡当事者間で合意した倉庫とする。

(受渡品の量目の計算)

- 第8条** 受渡品の量目については、細則第4条の規定にかかわらず、港湾運送事業法(昭和26年法律第161号)第4条の規定に基づき、国土交通大臣の許可を受けた検量機関の発行する証明書に基づくものとする。
- 2 受渡品の量目はキログラム位までとし、キログラム未満の端数が生じたときは、その小数点1位を切り捨てて計算する。

(受渡品の量目の増減の許容限度)

- 第9条** 受渡品の量目の許容限度は、受渡数量に比し100分の2以内とし、当該量目の増減は受渡値段をもって決済するものとする。

(受渡日時)

第10条 受渡日は、成立日の翌々営業日から当月限最終営業日までの間のうち、受渡当事者間で合意した日とする。

2 前項に掲げる受渡日時は、毎営業日の正午までとする。

(受渡値段)

第11条 受渡値段は、成立日の1番限月の帳入値段とする。

(受渡しの方法)

第12条 受渡しの方法は、次のとおりとする。

(1) 渡方は、受渡日の前営業日の正午までに受渡しに提供する受渡品の倉荷証券（当社が指定した倉庫業者が発券したものに限る。）又は荷渡指図書（当社指定倉庫業者以外のもも含む。）を当社に差し出し、受渡日時に受渡代金等の支払いを受ける。

(2) 受方は、受渡日の正午までに、受渡代金等を当社に差し出し、これと引換えに倉荷証券又は荷渡指図書の引渡しを受ける。

(故障の申立)

第13条 受方は、申告受渡により受渡しされた受渡品について、故障の申立てをすることができない。

(法定帳簿の記載方法)

第14条 申告受渡を行った取引参加者は、法定帳簿上、申告受渡により受渡しを行ったことが判別できるよう、これを記載しなければならない。

(その他)

第15条 本要領に定めのない事項については、受渡当事者間の合意により決定するものとする。

(アルミニウム受渡細則の準用)

第16条 細則第7条の規定は、申告受渡について準用する。

(改廃)

第17条 本要領の改廃は、代表取締役社長の決裁をもって行う。

附則

本要領は、平成20年12月1日に施行する。

附則

第2条（定義）から第5条（申出の変更及び取消等）まで、第8条（受渡品の量目）及び第11条（受渡値段）の変更規定は、平成21年5月7日に施行する。

附則

第2条（定義）の変更規定は、業務規程第87条（取引の態様による取引参加者の種類）が効力を生ずる日（平成21年10月8日）に施行する。

附則

第12条（受渡方法）第1号の変更規定は、中部大阪商品取引所アルミニウム市場の上場廃止日（平成22年7月16日）から適用する。

附則

第8条（受渡品の量目の計算）及び第14条（法定帳簿の記載方法）の変更規定は、平成24年5月15日に施行する。

附則

第2条（定義）の変更規定は、平成26年3月31日に施行する。

附則

第2条（定義）、第3条（申告受渡希望の申出）、第4条（申出方法及び承認等）、第5条（申出の変更及び取消等）及び第14条（法定帳簿の記載方法）の変更規定は、平成28年10月31日に施行する。

附則

本変更規定は、2019年12月1日に施行する。